斡旋ノ結果協調成ラザルニ於テハ解決セリ

勞ボ手ノ項

ハ同結ノ日ヨリ一日ニ十分ノ一ノ割ニテ増加スル事

解決手ノ項

ハ当事者仲裁機関ノ結合ハ其ノ決定ニ十三分ノ一ノ票数ヲ以テ発言ス

ニ同票ニ係ル票数ヲ当事者仲裁ニ与フル事

ホ当事者仲裁ハ之ヲ二日以ヲ解散スル事

（協調會勞働課）